

平成 24 年度第 1 回震災復興推進本部会議提案 審議・報告・その他

提出 日：平成 24 年 4 月 2 日

担当部・課：産業部 商工観光課〔内線 3 5 2 2〕

①件 名
石巻まちなか再生特区の認定について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>本市では、平成 22 年 3 月に認定を受けた中心市街地活性化基本計画に基づき各種事業に着手したところであったが、震災によって、各店舗・事業所、住宅地の多くが壊滅的な被害を受けた。</p> <p>特色ある中心市街地の復興を図るためには、震災前から課題となっていた商業・サービス業の再生はもとより、医療、福祉等も加えた多様な機能の集積を図る必要があることから、認定中心市街地基本計画区域を対象とした復興産業集積区域を設定し、税制の特例措置を活用することで、中心市街地ならではの魅力ある賑わいのあるまちづくり、高齢社会に対応した、歩いて暮らせる安全で安心なコンパクトなまちづくりを進める。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 復興特別区域法</p> <p>【復興基本計画との整合性 総合計画の位置付け：<input checked="" type="checkbox"/>有・無】 第 3 章 施策の展開 第 5 章 重点プロジェクト 第 2 節 川とともに生きる 第 3 節 まちなか再生プロジェクト (1) 中心市街地商店街の復旧・復興</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年 3 月 5 日に市単独で国へ認定申請。 ・平成 24 年 3 月 23 日に国の認定を受けた。（認定番号：宮城第 4 号）
⑤主な内容
<p>1 対象業種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立病院の移転を核とする「医歯薬・福祉・介護業」 ・コンパクトなまちづくりに伴う定住者の生活に必要な機能を提供する「商業」 ・職住近接型の都市形成に必要な「ICT 関連産業」 ・本市ならではの観光資源を活かした「観光関連産業」 ・新エネルギー等を活用した災害時でも機能し続けるまちづくりに向けて「新エネルギー・再生可能エネルギー関連産業」 <p>2 対象区域</p> <p>石巻市の中心市街地（約 56.4ha）を、上記対象業種の集積及び活性化の取り組みを推進すべき区域（復興産業集積区域）とした。</p>

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

認定により活用が可能となる特例措置

対象業種に該当する事業者が復興産業集積区域に新に立地する場合、又は既存事業者が事業所を新增設する場合以下の税制特例が受けられる。

1 国税関係（法人税）【企業は以下の1つを選択】

1-（1）【新規立地企業のみ対象】

- ・5年間実質無税

1-（2）【既存企業も対象】【指定の日以降の新增設に対し】

- ・税額控除（機械15%、建物8%）（法人税の20%が限度）
（4年間の繰越が可能）

又は

特別償却（機械100%、建物25%）

1-（3）【既存企業も対象】【従来からの雇用者も対象】

【指定の日以降の5年間分に対し】

- ・給与等支給額の10%を税額控除（法人税の20%が限度）

2 地方税関係【既存企業も可】【赤字企業も恩恵を受けることが可】

【指定の日以降の新增設に対して】

- ・不動産取得税、固定資産税（5年間）、事業税（5年間）を市町村又は県が課税免除した場合、その10/10を国が復興特別交付税で補てん

3 地域の課題解決のための事業を行う株式会社に対する出資の特例

地域の課題解決のための事業を行う株式会社により発行される株式を取得した場合、その取得に要した金額について、寄付金控除の適用が可能となる。

以上の特例措置を活用することで、早期の産業の復旧・復興及び雇用の場の確保と拡充が図られる。

・市行財政の効果

国税（法人税）の特例措置であり、市の財政負担は生じない。なお、地方税（固定資産税等）の課税免除又は不均一課税を行った場合は、減収に対し特例的に地方交付税により補てんされる。

⑦他の自治体の政策との比較検討

課税の特例については、宮城県と共同で申請し、認定を受けた「宮城県民間投資促進特区」と同様となるが、地域の課題解決のための事業を行う株式会社に対する出資の特例については、本計画が全国初の認定となった。

⑧今後の予定及び施行予定年月日

本特例措置を活用する事業者は認定地方公共団体（本市）の認定を受ける必要があり、関係団体等を通じて制度の周知を図るとともに、速やかに認定事務を開始する。

また、出資の特例の活用にあたっては地域協議会を開催する必要があるため、早急に地域協議会を開催することとする。

⑨その他

民間事業者等の意見を聞きながら、また、県との役割分担や連携を図りながら特区制度を活用し、早期の復興に取り組んでいくこととする。